

平成23年3月15日
(平成23年4月1日改定)
独立行政法人福祉医療機構

『平成23年東日本大震災』に伴う災害復旧貸付の実施及び被害を受けた福祉施設の皆さまへの特別措置の実施について

○ 災害復旧貸付の利率の引下げ

福祉医療機構は「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について」（平成23年3月12日閣議決定）などを踏まえ、東日本大震災により被害を受けられた福祉施設の皆さまに対し、別紙のとおり特別措置（災害復旧貸付の利率の引下げ等）を行っております。

〈お問合せ相談窓口〉

福祉貸付事業の融資相談 0120-3438-62

○ 既往貸付に係る返済猶予の実施

福祉貸付のご融資を既にご利用の皆様で、本災害により被害を受けられたお客さまにつきましては、当面6か月の返済猶予（元利金）のお取扱いをさせていただきます。

〈お問合せ相談窓口〉

福祉医療貸付事業の返済相談 0120-3438-64

○ 施設整備資金等に関する更なる優遇措置の検討

現在、施設整備資金に対する優遇措置や上記の運転資金の更なる優遇措置について、引き続き検討することとしており、その詳細につきましては、独立行政法人福祉医療機構ホームページで順次、速やかにお知らせして参ります。

平成 23 年（2011 年）東日本大震災に
かかる災害復旧資金の概要（福祉貸付）

1. 対象範囲

平成 23 年東日本大震災により被害を受けた社会福祉施設等の開設者であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者の災害復旧に係る資金。

2. 融 資 率

貸付金の種類	災害復旧資金	通常
設置・整備資金 経営資金	90%	50～90%

3. 貸付利率

貸付金の種類	災害復旧資金	通常
設置・整備資金	無利子（※1、※2）	1.50%（1.20%）～ 2.00%（1.30%）（※3）
経営資金	0.50%（※4）	通常の貸付利率 1.30%

※1）社会福祉法人であって、保証人の免除を希望する場合は、0.05%

※2）特定有料老人ホーム、営利法人等が行う認知症高齢者グループホーム等を除く

※3）利率の（ ）は、10年金利見直し貸付けにおける当初10年間の適用金利

なお、利率は平成 23 年 4 月 1 日現在（利率は金利情勢に合わせて見直しますのでお問い合わせ下さい。）

※4）社会福祉法人であって、保証人の免除を希望する場合は、0.55%

4. 償還期間(据置期間)

貸付金の種類	災害復旧資金	通常
設置・整備資金	償還期間：15～30年以内※ 据置期間：2～3年以内 ※	
経営資金	償還期間：10年以内 据置期間：1年以内	償還期間：5年以内 据置期間：半年以内

※貸付対象施設等によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。

貸付条件等の詳細については、お問い合わせ下さい。

(問い合わせ先)

独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付部 福祉審査課

TEL 0120-3438-62

FAX (03) 3438-0583

5. 既往貸付に係る返済猶予の実施

被災地の貸付先であって、本災害により被害を受けた貸付先については、当面6か月の返済猶予(元利金)を実施する。

(問い合わせ先)

独立行政法人福祉医療機構 顧客業務部 顧客業務課

TEL 0120-3438-64

FAX (03) 3438-9248